

令和5年度 第3回 新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、  
情報通信機械器具製造業 最低賃金専門部会

日 時：令和5年10月26日（木）

午後1時30分から

会 場：新潟美咲合同庁舎2号館

2階 労働局会議室

（事務局）

皆さん、お疲れさまです。ただいまから第3回新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は、委員の皆様全員出席されておられますので、最低賃金審議会令第5条第2項、同令第6条第6項の規定によりまして、委員定数の3分の2以上の委員の出席が認められますので、本専門部会は有効に成立していることをご報告いたします。

また、本専門部会は公開となっておりますので、本日、1名の方が傍聴におられますので、よろしく願いいたします。

では、以降の議事進行を部会長にお願いしたいと思います。

（部会長）

それでは、議事に入ります。議題は、引き続き新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金額の改正について、これを議題として議論を継続してまいります。

まず、冒頭、事務局より資料、1枚紙ですけれども、皆さんに行き渡っていますでしょうか。提出されましたので、これについて若干説明をお願いいたします。

（室 長）

皆さん、お疲れさまです。賃金室長の小柳です。

私からは、22日現在の全国の状況についてご説明します。前回から新たに8の県で答申が出されました。岩手県がプラス40円の917円、山形がプラス42円の945円、群馬がプラス41円の1,006円、富山がプラス41円の951円、三重がプラス35円の987円、鳥取がプラス47円の906円、徳島がプラス41円の983円、愛媛がプラス40円の987円、以上でございます。

（部会長）

ありがとうございました。併せて、他局ではありませんけれども、新潟県自動車の特定賃金について答申が出たので公示があったようですけれども、自動車の特賃の結果について少し報告してもらえますか。

(室長)

自動車の専門部会については、先週、10月20日、第2回の専門部会を行い、プラス36円の997円で一致して答申がなされたというような状況です。

(部会長)

本特定最賃とは直接の関係があるわけではありませんが、同じ新潟県を地域とする特定最低賃金の一つである自動車小売りの関係については、36円引き上げて997円に改定すべきとして全会一致で決定しましたので、公示がなされ、今異議申立の手続き中という状況です。分かりました。

先ほどの全国の状況につきましても、もしかしたら異議申立は終わったところも若干あるかもしれませんが、異議申立の最中であるところが多いと思いますので、最終決定ではない、そういう数字であると。あと、業種、電気機械を中心にまとめていますが、精密機械がついたら、ほかの業界がついたりしているところも若干ありますので、必ずしも全部同じではない。適用除外と考えれば、同じところは多分二つとないと思うのですけれども、そういうことを留意しつつ参考までにご覧いただきたいと思います。

電気機械関係の他県の状況、そして新潟県のそのほかの特定最賃の審議状況について今報告がございましたが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、参考資料として、当専門部会としても資料といたします。

それでは、引き続き続けてまいります。前回、第2回専門部会においては、労働者側からは49円引き上げて1,014円とすべき旨のご主張が、使用者側からは25円引き上げて990円とすべき旨のご主張がございました。前回は労使双方の主張が出まして、一番最後に持ち帰って相手方の金額も踏まえたうえでご検討いただきたいということを部会長として申し上げてきたところでございます。今日は、冒頭、労使双方に、できれば金額を、再提示をお願いしたいところでございますが、金額を維持するかどうかも含めて、相手方の方針に対するご意見など、そのあたりの率直な検討結果をお伝えいただければと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、慣例に基づきまして、労働者側委員の梅野委員、代表でお願いいたします。

(梅野委員)

前回、49円の提示をさせていただきました。その後、それぞれ委員で検討いたしまして、できるだけ電機連合の春闘の結果の波及効果を出したいという、そうであればこの数字

を見て金額提示するのがいいのかなど検討してまいりました。今回は、電機連合の小規模事業所内の定期昇給込み賃上げ額、これが 7,000 円でしたので、それを新潟県の平均の所定内労働時間 164.6 で割って 42.5 円なので、四捨五入で 43 円、これを提示させていただきたいと思います。43 円なので、1,008 円でしょうか。よろしくをお願いします。

( 部会長 )

前回の提示としては、提示といいますか提案としては 49 円のご主張でしたが、新潟県内の小規模事業所の。

( 梅野委員 )

電機連合の小規模事業所の。

( 部会長 )

電機連合に所属している労働者がいる。

( 梅野委員 )

組合の、300 人以下事業所。

( 部会長 )

組合の 300 人以下事業所における今春闘の引上げ額、この引上げ額は初任給の引上げ額ですか。

( 梅野委員 )

いえ、違います。

( 部会長 )

平均引上げ額。

( 梅野委員 )

平均で。

( 部会長 )

平均引上げ額が 7,000 円で、これも県内の所属している組合だと思いますけれども、平均所定労働時間が 14.6。

( 梅野委員 )

164.6 です。

( 部会長 )

ごめんなさい。164.6 時間で割ると 42.5 という数字が出て、四捨五入で 43 円引き上げと。小規模事業者がこれだけ上がったのだから、それを未組織のところにも波及させるべきであるというご趣旨で、その辺を拠り所として 43 円というご主張ですね。

( 梅野委員 )

はい。

( 部会長 )

ありがとうございました。では、まず使用者側の意見をいただければと思います。

( 高橋委員 )

昨年もこれまでに近年にないプラス 29 円という形で上げたわけですが、結果として達成できていない企業、特に小規模零細な企業の問題が、振りが大きくなったということもあります。一方で、他県の状況を見まして、30 円アップの 995 円ということで私どもは提示したいと思います。

( 部会長 )

ありがとうございました。使用者側の本来のご主張としては 25 円アップが適当だと、前回お話しいただいたとおりでございます。他局の状況を参考にして若干の上積みと、ただ、今言及がありましたが、ついていけないというのは、恐らく未満率が気になるというところで、大幅な引上げは難しいだろうということで、30 円という額の提示があったということだと思います。

労使双方それぞれ相手方の提示を踏まえたうえで金額の再検討を願いたいということでお願いしてまいりまして、お互いに 5 円、6 円と譲歩していただきまして、ありがとうございます。ただ、まだ金額におきましては、それなりの開きがあるところでございます。

前回少しお話しした内容で、純粹に金額の交渉であれば、比較的我々として調整に乗り出すことは乗り出すべきかなという感じがしているのですが、率直に申し上げると、労使双方ともいわゆる県最賃の上り幅と今回の電気の特賃の上り幅というところで、県最賃を上回るか、あるいは県最賃を下回るかというところの見解の相違が、前回懇談の中でも労使双方にあったと思うのです。労使双方にそういう話になってくると、金額であれば我々が調整できるのだけれども、県最賃を上回るか下回るかということになると、これは ×の問題になってきて、なかなか我々としても調整にいきなり入るのは難しいのかなと思っております。

そういうことを踏まえまして、労使双方に県最賃と特賃との関係についての、今回の上げ幅についての考え方、そのほかの業界全般として 43 円、30 円というお話は今お聞きしたのですが、県最賃 41 円であるということと今回の上げ幅について率直にどう考えているのか、少しお話しいただければと思うのですが、労働者委員、どうでしょうか。難しいようであれば、また懇談の中でということにしたいと思うのですが、

( 梅野委員 )

県最賃と。

( 部会長 )

県最賃は 41 円ですよ。

( 梅野委員 )

それ以上を提示している。

( 部会長 )

理由といたしますか、その辺を。

( 梅野委員 )

電機連合でいきますと、冒頭の主張のところでお話をさせてもらいましたが、電機連合集計で産業別の時間当たり国内総生産の推移というものがございまして、これは全産業を 100 としたときに製造業が 120 なのです。電気の業種は 157.6 と 1.5 倍くらい、全産業に比べて 1.5 倍くらいの国内総生産をもっている。さらに雇用者報酬を見ても、全産業を 100 としたら電機系では 123.8、上をいっているということであれば、私どもとしては、やはり県最賃、県最賃というのはすべての産業を見越したうえで決めた金額ですので、それを全産業とするならば、123 なので、もう少し上でもいいのではないかと。これも交渉事ですので、当然最後は全会一致を狙っていきたいと思いますけれども、そういう意味で努力してまいりたいと思っています。

( 部会長 )

労働者委員としては、今、結果として 43 円ということで 41 円を上回っているわけですが、それは、県の最低賃金が全産業の最低賃金である。もちろん電気も含まれるわけですが、全産業の最低賃金が 41 円上がったという事実があると。そして翻って電気産業の業界の GDP に占める割合、そして労働者に対する報酬、両方見ても全産業の平均よりは電気産業は優位に立っている事実があるだろうと。そうであれば、県最賃が 41 円上がって、それ以上に、経営評価も含めて電気産業がいいのだから、やはり 41 円を上回ってきて、結果としてかもしれないですが、上回るレベルで県最賃を上げるのが適当であるという基本的なお考えがあると。そのうえで、最終的には 43 円という数字を今提示いただいたということですね。

使用者側委員としては、県最賃との関係をどのように考えるのかについて、もしお話しできることがあればお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

( 高橋委員 )

なかなか難しいお話だと思うのですが、他県の状況を見ますと、同じ B ランクのところで県最賃と電子部品・デバイスがどれだけ開いているかということをお願いした資料を見ると分かるのですが、大体 30 円台、10 円台、1 円というところもありますし、極端に

高いところでも福岡がプラス 78、今日出た群馬では 71 というのがありますけれども、大体 30 円台、10 円台、20 円台、30 円台が多いかなと他県の場合は出ています。

うちの場合、今現在、令和 4 年度現在で見ると、75 円だったわけですね。県最賃 890 円からこの度 931 円になりましたけれども、前回、令和 4 年度時点で見れば 75 円という、他県よりも相当高いレベルにすでになっているということが事実としてございます。うちの県と県民所得、あるいは付加価値額なども比較してみますと、大体いいところ、いるべきところ、もっと突っ込んで、比較はかなり有効かなというところを見ると、自ずとゾーンというのは 30 円、40 円、このようなところと見えています。それ以上の分析はありませんけれども、そういう意味で、これがあまり乖離するというのはどうなのかなと思います。

( 部会長 )

今まで、昨年まで労使双方全会一致で決定した額ではもちろんあるのですがけれども、他県との比較などをすると、新潟の電気機械の特定最賃はすでに県最賃に比べて高いレベルにあるのではないかという基本的な認識があると。そうであるとするならば、県最賃が上がったからといって直ちに連動するとか、そういう考え方は必ずしもとるべきではないと。そのようなご趣旨で。県最賃を下回るべきだということを直接お話しいただいたというわけではないのかもしれないですけれども、新潟県独自の電気機械の状況などを分析すると、結果としてということかもしれないですけれども、まだ 41 円を上回ることは難しいのではないかと、そういう、聞き取ったうえで私の解釈ですけれども、そういうお考えなのかなと思いましたが、そういうことでよろしいでしょうか。

労使双方、今、ご意見が出ましたけれども、ほかに何かあれば、率直にお話しいただきたいのだけれども、いかがですか。なかなか難しいようであればあれですけれども。

( 梅野委員 )

一ついいですか。

( 部会長 )

労働者側の委員からご意見があるということですので、梅野委員ですか、お願いします。

( 梅野委員 )

使側の委員の方がおっしゃったように、新潟の地賃に比べて電気特賃が高いということは、確かにそうですよね。データの的にそうです。私、数年前からそういうことを言われているので調べたのですが、これは、ほぼ 1 回目の金額を決めたときに他県より高く決めたのです。電気の特賃を。そこからの上り幅というのは、ほぼ他県と同じような感じで上がっています。それほどうちがどんどん上げて地賃よりも差を上げてきたということはございません。最初のこの特賃を始めたときに決めた金額が高かったかなと。前後は調べ切れていませ

んけれども、そういう過去十何年を調べましたけれども、他県と比べて新潟だけ突出しているわけではないということ。さらに、県最賃に比べた上り幅でいけば、1回目の資料にもありますけれども、それほど大きく外れているものではない。

( 部会長 )

7ですか。

( 梅野委員 )

7です。私たちは、そう考えます。

( 部会長 )

最初に決めたというのは、決定要覧では、今回の特定最賃、平成元年1月11日に新設発効しているという記録というかがあるのですが、そのころの話。

( 梅野委員 )

その前の話ではないかなと。

( 部会長 )

この前身の、括り直しをする前の。

( 梅野委員 )

一番初めの、電気機械の器具をやったときではないかなと思うのですけれども。

( 部会長 )

昭和40年くらいかなと思うのですけれども、そのころの、もちろん括り直しをただけで、新潟県の電気関係の最低賃金がいつから始まったのか、私としても資料を持ち合わせていないので分からないのですけれども、その辺から、要はそこでもう全体的な額の差が当初から設定されて、それは、他県も含めて。

( 梅野委員 )

他県も当然金額にばらつきがありますから、ただ、上昇カーブを見ると、ほぼその差はないですね。差はないというか、新潟県が40円上げていれば、ほかのところも40円上げているとか。昔はそういうことはないのですけれども、2円とか3円だったら大体そのくらいですと平行してきているので、最初のこの電気機械器具の特賃を決めるところの入口の設定が高かったのではないかなと。地賃に比べて。

( 部会長 )

近年、近年といたしますか、この資料7に提示されている範囲内ということになりますけれども、特に県最賃の上げ幅が大きいときなどは少し電気は抑制されている傾向があって、使用者側が言われるほど乖離というものを問題視といたしますか、そういう必要はないのではないかと。それは、出発点としてのものであって、逆にパーセントとかでいったらあまり差

がないとか、そういう話になってくるということで、そういうご意見だということなのですからけれども。

新潟の電気の特定最賃が始まったときの経緯とかは、私たちも、その出発点が高いのだとしたら、こういう差が出たとか、お互いに、分かるところがあれば教えてほしいのですからけれども、なかなか。

(梅野委員)

データがなくて。

(部会長)

恐らく答えが出る場所では、当時の議事録を見ても恐らくそういうところは書いていないところだと思いますので。当専門部会としては、従来からの積み重ねとして設定されてきた特定最賃を引き継いで、その改定を審議しているわけですので、そういう歴史的経緯も踏まえたうえで今年度のあるべき金額というものを労使双方にお話しいただきたい、これから交渉していただきたいと思います。

部会長としては、金額も少しすり寄る作業をしたいと思います。労使双方とも、特に労働者側としては、県最賃を上回るべきだという強い主張がなされましたけれども、すり合わせて全会一致で今年度も決めていくという重要性については理解が共通しているところだと思います。主張は主張で公益委員としても引き取りたいとは思いますが、これからは少し理屈を超えるところもあるかもしれないですが、金額をまとめるという作業に移ってまいりたいと思いますので、少しその辺でお互いに譲歩願いたいということでもよろしくをお願いします。

それでは、一旦会議は休憩にいたしまして、今お話ししたことも踏まえて、労使双方それぞれで打ち合わせをしていただきたいと思います。

(休憩)

(部会長)

それでは、休憩前に引き続き専門部会を再開いたします。

この際、部会長としましては、本年度の新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金額については、40円引き上げて1,005円、40円引き上げて1,005円とする。また、発効日については、法定発効とする。この二つを提案したいと思います。

では、発効日について、事務局からここで説明をお願いします。



(室 長)

最短での手続きを申し上げます。本日、改正決定についてご答申をいただきました場合、最低賃金法第 11 条並びに最低賃金法施行規則第 8 条に基づき、本日異議申立に係る公示を行い、公示の日から 15 日経過した日である 11 月 10 日までを異議申立期間と定めます。仮に異議の申立がなされなかった場合、11 月 27 日に官報公示を行い、それから 30 日経過した 12 月 27 日水曜日が発効予定となります。以上、ご報告いたします。

(部会長)

ただいま事務局からは、法定発効とした場合、最短で 12 月 27 日になる見込みである旨の報告がございました。

それでは、改めまして、新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正について採決いたします。金額については、40 円引き上げて 1,005 円とする。発効日については、事務局からただいま説明がありましたとおり、この日程で法定発効で行うという 2 点についてご提案いたします。このご提案どおりでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

「異議なし」と認めます。全会一致をもって決議されました。

それでは、ただいま全会一致により決議がございましたので、新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金は、40 円引き上げて 1,005 円とする。発効日は、法定発効とする。その旨決定いたします。

それでは、最低賃金審議会に報告を上げたいと思いますので、専門部会報告案、事務局、これを準備お願いします。

それでは、報告案について確認をしたいと思いますので、事務局から朗読をお願いいたします。

(報告文案配布)

(賃金指導官)

私から読み上げさせていただきます。

専門部会報告案。

令和 5 年 10 月 26 日。

新潟地方最低賃金審議会 長 長谷川雪子殿。

新潟地方最低賃金審議会 新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 部会長 木南直之。

新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

の改正決定について（報告）。

当専門部会は、標記について、令和5年10月12日以降3回にわたり会議を開催し、慎重に審議を行った結果、別紙のとおり結論に達したので報告します。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりです。

記 公益代表委員、有元知史、木南直之、小林大造。

労働者代表委員、梅野孝一、山崎雅彦、横山和良。

使用者代表委員、洲崎修、高橋賢、山田敬。

別紙 新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金。

1 適用する地域 新潟県の区域。

2 適用する使用者 前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（電球製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）、情報通信機械器具製造業または純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業または情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者。

3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1）18歳未満または65歳以上の者。

（2）雇入れ後6か月未満の者であって、技能習得中の者。

（3）次に掲げる業務に主として従事する者。

イ 清掃または片付けの業務。

ロ 操作が容易な小型機械を使用して行う電気機械器具、情報通信機械器具若しくは電子部品・デバイス部品の組立て又は加工業務。

ハ 組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、曲げ、磨き、刻印打ち、かしめ、塗油、検品、材料の送給、取りそろえ、袋詰め、箱詰め又は包装の業務。

ニ 運搬（動力によるものを除く。）、用務員、賄いの業務。

4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間1,005円。

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。

6 効力発生日 法定どおり。

以上です。

（部会長）

ありがとうございました。ただいま報告案について説明がございました。報告案についてご確認いただけましたでしょうか。

それでは、このとおり報告することによろしいでしょうか。

異議がないものと認めます。

引き続きお諮りいたします。7月7日に開催されました第1回新潟県最低賃金審議会において、当専門部会で全会一致で決議を行った場合、最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用し、その決議を新潟地方最低賃金審議会の決議とする旨議決されております。先ほど金額及び法定発効日について全会一致で決議が出されましたので、この場で審議会として局長宛てに答申いたしたいと存じます。そのため、引き続き答申文案について審議いたします。それでは、答申文案の配布をよろしく願います。

(答申文案配布)

(部会長)

それでは、答申文案、主要な部分について朗読をお願いいたします。

(賃金指導官)

では、私から読み上げさせていただきます。

答申文案。

令和5年10月26日。

新潟労働局長 西岡邦昭殿。

新潟地方最低賃金審議会長 長谷川雪子。

新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について(答申)。

当審議会は、令和5年8月7日付け新労発基0807第3号をもって諮問のあった標記について、専門部会を設けて慎重に審議を行った結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

別紙につきましては、専門部会報告と同一でありますので、省略とさせていただきます。以上です。

(部会長)

ありがとうございました。別紙につきましては、先ほどの報告文案と同一ということで省略がございました。念のため確認しますと、第4号、1時間当たり1,005円、第6号、効力発生日については法定どおりとなっていることをご確認いただけるかと存じます。

それでは、この答申文案どおり答申するということによろしいでしょうか。

異議ないものと認めます。それでは、報告文案のとおり最低賃金審議会には報告をいたし

まして、同時に答申文案どおりに局長に対して答申を行うことといたします。

それでは、答申します。よろしくお願いいたします。

～ 答申文 受け渡し ～

(労働基準部長)

どうもありがとうございました。

～ 部会長、労働基準部長 着席 ～

(労働基準部長)

本日が最後の専門部会となりますので、一言ごあいさつさせていただきます。

委員の皆様方には、ご多忙中にもかかわらず、また非常にタイトな日程にもかかわらず、調査、審議をしていただきまして、本日全会一致の結論をいただきまして、心から感謝いたします。

先ほど事務局からご説明させていただきましたとおり、順調に進みますと、12月27日の発効を予定しているということでございます。今後は、改正されます特定最低賃金額の周知とその履行確保に焦点が移ってまいります。全力を挙げましてその取り組みに努めてまいります所存でございます。委員の皆様方のご尽力に改めまして感謝申し上げます。私からのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

(部会長)

以上をもちまして、ただいまの議題、新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正について、この審議を終了いたします。

その他とありますが、皆さん、その他は特にございませんね。それでは、以上をもちまして議事がすべて終了しましたので、事務局へ進行をお返しいたします。

(事務局)

お疲れさまでした。本日、これにて令和5年度新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会はすべて終了いたしました。皆様、お疲れさまでした。